

千葉県告示第548号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年6月29日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月29日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 変更の区間 | 変更の 前後別 | 敷地の幅員 (m) | 延長 (m) |
|---------------|--|------------|-----------------|-----------|
| 検見川町小中 台町線 | 花見川区検見川町5丁目1番14から 花見川区検見川町5丁目3番25まで | 前 | 18.21 ～18.81 | 7.9 |
| | | 後 | 18.21 ～18.81 | |